

主題	災害復旧工事等にかかる労働災害防止について（要請）
要請日	平成24年11月14日
要請者	江迎労働基準監督署長
要請先	建設業労働災害防止協会長崎県支部北部分会長

### 概要

県北地区では昨年の豪雨等の影響で、多数の農地、道路で土砂崩壊等の災害が多く発生したため、今年度に入って自治体から災害復旧工事が多数発注されており、その工事の多くが年末までの工期となっております。江迎労働基準監督署（署長 渡邊 正）では、これから年末に向け最盛期を迎える現場が多い中、既に労働災害が発生しており、併せて、本年は県下の建設業における労働災害も増加している状況に鑑み、今後とも年末に向け労働災害の増加が懸念されることから、建設業労働災害防止協会長崎県支部北部分会の大坪分会長に対し、災害防止の徹底と傘下会員への周知を要請しました。



江迎基署発第 173 号  
平成 24 年 11 月 14 日

建設業労働災害防止協会  
長崎県支部北部分会長 殿

江迎労働基準監督署長

災害復旧工事等にかかる労働災害防止について（要請）

晩秋の候、貴職におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、労働基準行政とりわけ労働災害防止対策の徹底につきまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 23 年は県北地区において、梅雨期の長雨等の影響により道路、農地等に多数の土砂崩壊等の災害が発生したことにより、平成 24 年度は当該災害にかかる災害復旧工事が多く発注され、工事がなされているところであります。また、当該工事の多くは年末までとなっており、これから、年末にかけ最盛期を迎える現場が多いものと思われます。さらに、平成 24 年は県下の建設業における労働災害が増加しており、当署管内においても本年は災害復旧工事にかかる労働災害が発生するなど、年末にかけ労働災害の発生が懸念されるところです。

つきましては、災害復旧工事等にかかる労働災害の防止について、労働安全衛生法等各種法令を遵守するとともに、下記事項にかかる安全衛生管理を徹底し、安全に工事を施工して頂きますよう、傘下会員への周知、徹底をお願い申し上げます。

記

- 1 掘削の作業にあたっては、安衛則第 358 条に基づき点検者を指名し、作業箇所及びその周辺の地山についての点検を徹底すること。また、必要に応じ、地山の状況を監視する者を配置すること。
- 2 土砂崩壊のおそれがある場合には、安衛則第 361 条に基づき、あらかじめ、堅固な構造の土止め支保工や転石防止用ネットを設置する等土砂崩壊による災害を防止するための措置を講ずること。また、土止め支保工を設ける等の作業中における災害の防止にも留意すること。
- 3 急迫した危険が生じた場合における緊急連絡体制を確立すると共に、避難の方法等について関係労働者に十分周知すること。

- 4 車両系建設機械を用いて作業を行う際は、安衛則第 158 条に基づき、立入禁止措置を講ずる、または誘導者を配置してその者に車両系建設機械を誘導させることにより、車両系建設機械相互または車両系建設機械と作業員との接触防止を徹底すること。
- 5 不安定な作業場所において車両系建設機械を使用して作業を行うこととなるため、安衛則第 157 条に基づく車両系建設機械の転倒防止対策の徹底を図ること。
- 6 車両系建設機械を用いてブロックのつり上げ等の作業を行う際は、クレーン仕様機を使用することとし、クレーン作業を行う際は、移動式クレーン構造規格に規定する安全装置等が作動する状態で使用するため、クレーンモードへの移行を徹底すること。
- 7 車両系建設機械の運転の業務については、技能講習を修了した者等必要な資格を有する者に行わせること。また、クレーン機能付き車両系建設機械を用いてクレーン作業を行う際は、移動式クレーン及び玉掛けにかかる必要な資格を有する者に行わせること。
- 8 車両系建設機械等の不具合による災害を防止するため、日々の点検・整備等を適切に実施すること。